

## むつ市議会第186回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

平成17年12月21日(水曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 【特別委員会の設置】

第1 下北駅前整備促進特別委員会設置及び付託

#### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第227号 むつ市心身障害者集会施設条例
- 第3 議案第228号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例
- 第4 議案第229号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例
- 第5 議案第230号 むつ市地域特産品生産施設条例
- 第6 議案第231号 むつ市脇野沢保養センター条例
- 第7 議案第232号 むつ市脇野沢野営場条例
- 第8 議案第233号 むつ市奥葉研修景公園条例
- 第9 議案第234号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例
- 第10 議案第235号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第236号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第237号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第238号 むつ市立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第239号 むつ職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第240号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第241号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第242号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第243号 むつ市堆肥センター条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第244号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第245号 むつ市青森東部区域畜産基地建設事業受益者負担金等徴収条例を廃止する条例
- 第21 議案第246号 指定管理者の指定について
- 第22 議案第247号 字の区域の変更について
- 第23 議案第249号 平成16年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第24 議案第250号 平成16年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第25 議案第251号 平成16年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第26 議案第252号 平成16年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第27 議案第253号 平成16年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第28 議案第254号 平成16年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第29 議案第255号 平成16年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

第30 議案第256号 平成16年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

第31 議案第257号 平成16年度むつ市用地造成事業会計決算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第32 議員提出議案第11号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

第33 議員提出議案第12号 議会制度改革の早期実現に関する意見書

第34 議員提出議案第13号 「地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化」を求める意見書

第35 議員提出議案第14号 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書

第36 議員提出議案第15号 建設国保の育成・強化に関する意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58人）

1番	濱	田	栄	子	2番	堺		孝	悦
3番	川	端	一	義	4番	杉	浦		洋
5番	白	井	二	郎	6番	村	中	徹	也
7番	川	下	八十	美	8番	小	林		正
9番	菊	池	一	郎	10番	新	谷		功
11番	高	田	正	俊	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	山	本	留	義
20番	久保	田	昌	司	21番	横	垣	成	年
22番	工	藤	孝	夫	23番	大	澤	敬	作
24番	松	野	裕	而	25番	東	谷	良	久
26番	東	谷	正	司	27番	佐々	木	隆	徳
28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強
30番	千	船		司	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	徳			誠
38番	佐々	木		肇	39番	鎌	田	ちよ	子
40番	菊	池	広	志	41番	野	呂	泰	喜
42番	佐	藤		司	43番	千	賀	武	由
44番	目	時	睦	男	45番	田	高	利	美
47番	菊	池		清	48番	柏	谷		均
49番	工	藤	清四	郎	51番	服	部	清三	郎
53番	杉	本	清	記	54番	慶	長	徳	造
57番	本	間	千佳	子	58番	半	田	義	秋
59番	坪	田	智十	司	60番	斉	藤	孝	昭
61番	中	村	正	志	62番	富	岡		修
63番	川	端	澄	男	64番	宮	下	順一	郎

欠席議員（5人）

12番	村	川	壽	司	46番	澤	田	博	文
52番	池	田	正	利	55番	工	藤	直	義
56番	牛	滝	春	夫					

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理者	杉山	重一	代監査委員	菊池	十田夫
総務部長	齋藤	純	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉 部	名久井	耕一
経済部長	森	正剛	建設部長	藤井	幸男
教育部長	宮下	孝信	教委事務 員	新谷	加水
公企業局 営長	新谷	博仁	監査委員 局長	小川	照久
総務課 副課長	佐藤	節雄	企画部長 企次	工藤	武勝
企画調整 部長	近原	芳栄	選挙管理 委員会	大芦	清重
農委事務 局長	西山	肇	企画課 企企画	奥島	慎一
企画課 部長	下山	益雄	川内所 舎所長	佐藤	吉男
大庁舎 所長	中嶋	康夫	脇野所 舎所長	千船	藤四郎
総務課 部長佐	濱田	賢一	総務政 務総行主	澁田	剛

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係長	古川	俊子
庶任主 査係	濱村	勝義	調査係 査	青山	諭
庶任 査係	赤石	奈穂子	議事 係	葛西	信弘

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は57人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

12月8日に総務、産業経済及び教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果について、会議規則第104条の規定に基づき、12月9日、各常任委員長からそれぞれ委員会審査報告書の提出がありました。また、12月8日に設置されました決算審査特別委員会において、委員長に菊池広志議員が、副委員長に斉藤孝昭議員が選出され、付託されました決算議案の審査結果について、会議規則第104条の規定に基づき、12月12日、決算審査特別委員長から委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

## 日程第1 下北駅前整備促進特別委員会設置及び付託

○議長（宮下順一郎） 日程第1 下北駅前整備促進特別委員会設置及び付託を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、下北駅前整備に係

る諸問題について審査及び調査するため、15人の委員をもって構成する下北駅前整備促進特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査及び調査が終了するまで閉会中の継続審査に付することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、下北駅前整備に係る諸問題について審査及び調査するため、15人の委員をもって構成する下北駅前整備促進特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査及び調査が終了するまで閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました下北駅前整備促進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、濱田栄子議員、白井二郎議員、川下八十美議員、新谷功議員、柴田峯生議員、久保田昌司議員、松野裕而議員、東谷良久議員、佐々木肇議員、菊池広志議員、目時睦男議員、田高利美議員、杉本清記議員、牛滝春夫議員、川端澄男議員の以上15人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました15人の議員を下北駅前整備促進特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

## 日程第2～日程第31 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 議案第227号 むつ市心身障害者集会施設条例から、日程第31 議案第257号 平成16年度むつ市用地造成事業会計決算までの30件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から

報告を求めます。

まず、議案第235号、議案第246号及び議案第247号について総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

(54番 慶長徳造議員登壇)

○54番(慶長徳造) 総務常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。議案第246号につきましては、ご異議があり、反対意見が出されましたが、賛成多数で、その他2件につきましては全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第235号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これについて理事者側から、次のような説明がありました。

この条例は、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間における、市長の給料月額を25%、助役の給料月額を20%、収入役、公営企業管理者及び教育長の給料月額を15%減額するためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第246号 指定管理者の指定についてであります。これについて、理事者側からはむつ来さまい館、むつ下北観光物産館及びむつ市イベント広場の3施設の管理を行う指定管理者を指定するためのものであり、公募したところ、2業者が応募してきた。

業者選定のため、助役を委員長とする6回の選定委員会を開催したほか、学識経験者にも財政状況等を見ていただいた結果、むつ商工会議所に決

定したとの説明がありました。

これについて、委員からは次のような意見が出されました。まず、学識経験者からどういう意見が出たかとの質疑があり、理事者側からは商店会の取りまとめをする一団体が指定管理者となるのには問題がないか、3年間様子を見て考えていかなければならないとアドバイスを受けたとの答弁がありました。

次に、物産公社には、市が途中で管理運営費を上げた経緯があるが、今回の場合の見通しはどうか、との質疑があり、理事者からは、指定管理料は3年間変更しない、光熱水費が実際どのくらいかかるかわからないので、3年後には見直すとの答弁がありました。

次に、指定管理料は7,000万円とのことであるが、内訳は何々か、また、労働条件、運営の仕方等市の関与はどうか、さらに維持補修はどうなっているかとの質疑があり、理事者からは、年7,900万円の指定管理料だが、うち2,500万円ほどが人件費であり、残りは光熱水費等である。市の関与としては、毎年実績報告書を出してもらい、対応する。維持補修については、本議案が通ると業者と協定書を締結し、大規模補修工事は市が、小規模のものは業者の負担となるとの答弁がありました。

次に、人件費が2,500万円では職員の雇用条件が劣悪になるのでは、また3施設合計では何人で積算したのかとの質疑があり、理事者からは最低賃金は確保してもらおう。何人雇用するかは業者の自由であるが、積算の段階では12人を見込んでいるとの答弁がありました。

この後、1名から反対討論がありました。

最後に、議案第247号 字の区域の変更についてであります。理事者側からは、これについては斗南丘酪農農業協同組合が農林水産省から国有地の払い下げを受けることにより、当該土地をむ

つ市大字奥内字二又山に字編入するためのもの  
あるとの説明がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第228号から議案第234号まで、議案第239号及び議案第241号から議案第245号までについて、産業経済常任委員長の報告を求めます。  
産業経済常任委員長。

（27番 佐々木隆徳議員登壇）

○27番（佐々木隆徳） 産業経済常任委員会に付託されました議案13件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。議案第230号と議案第234号の2件につきましてはご異議があり、反対意見が出され、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。その他の議案11件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑、意見等について申し上げます。

初めに、当委員会付託の議案第228号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例から議案第234号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例まで、議案第239号 むつ職業能力開発校条例の一部を改正する条例及び議案第241号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例から議案第243号 むつ市堆肥センター条例の一部を改正する条例までの11議案についてであります。これらはそれぞれの条例で設置している公の施設について、指定管理者制度を導入するための提案であることから、同制度についての総括的な質疑、答弁がなされま

した。

理事者側から、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営を民間事業者を含む幅広い団体にゆだねることが可能となったことに伴い、公の施設の管理運営を公共的団体に委託することができる旨の規定をしている各条例の改正が必要であるとの説明がありました。

このことについて、委員から、この制度のもとでは、指定管理者は管理運営に係る経費についても考慮し、利潤の追求ができるのかとの質疑に対し、理事者側から、従来委託先であった公共的団体のほかに株式会社等の民間事業者も管理運営に参加が可能となり、効率的、効果的管理運営が期待できるとの答弁がありました。

また、別の委員から、指定管理者を選定するまでの過程について公平性が保たれるのかとの質疑に対し、理事者側から、指定管理者選定委員会における選定方法の概要説明と本定例会で提案されている指定管理者の指定に係る具体的な過程についての答弁がありました。

また、同委員から、指定管理者が個々の業務を事業者へ委託する際に、契約に隔たりが生ずることはないのかとの質疑に対し、理事者側からは指定管理者応募の際の提案書でこの点について確認することができるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、中には利益に結びつかない施設もあり、制度導入後も運営の実態が変わらない施設もあるのではないのかとの質疑に対し、理事者側からは、施設の内容により公募になじまない施設もあり、これらについては公募せずにこれまでの委託先を指定する方向で検討しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、指定管理期間の設定について質疑があり、理事者側から、個々の条例で管理期間を規定しないが、施設の設置目的、実情、サービスの継続性及び安定性の確保、指定管理者

のリスク軽減、計画的な管理運営の実現等を勘案したうえで公募の際に示すことになるとの答弁がありました。

また、同委員から、指定期間内に管理運営の内容を見直すことがあるのかとの質疑に対し、理事者側から、指定期間内に改善する点、変更する点があれば、年度ごとの計画で見直しを行うとの答弁がありました。

また、指定管理者制度導入に係るこれらの議案について、個別の質疑、意見等もありました。

まず、議案第231号 むつ市脇野沢保養センター条例についてであります。委員から、施設全体が老朽化しているが、改善してから指定管理に移行するのかとの質疑に対し、理事者側から、早急に修繕すべき箇所は対応するが、大改修等については、今後計画的に指定管理者の負担とならない方法を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第232号 むつ市脇野沢野営場条例についてであります。委員から、この施設を含めた脇野沢地区にある観光施設を個々に指定管理するのかとの質疑に対し、理事者側からこれらの施設について一体的に指定管理者を公募する予定としており、付託議案である各条例では各施設の指定管理について個別に規定しているが、将来的には一つに取りまとめた条例を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第234号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例についてであります。委員から、財政が厳しい状況を踏まえ、冬期間も開館する必要があるのかとの質疑に対し、理事者側からは、数年前からむつ下北地域は「冬の観光」をテーマにしており、この施設は観光の拠点であるため、条例上は年中開館との規定であるが、川内地区の道の駅が冬期間閉鎖していることも踏まえ、少し推移を見守りたいとの答弁がありました。

以上で産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで産業経済常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第227号、議案第236号から議案第238号まで及び議案第240号について、教育民生常任委員会副委員長の報告を求めます。教育民生常任委員会副委員長。

（39番 鎌田ちよ子議員登壇）

○39番（鎌田ちよ子） 教育民生常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。議案第227号及び議案第240号の2件につきましては異議があり、反対意見が出されましたが、賛成多数で、その他の議案3件につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、反対意見が出されました議案第227号及び議案第240号についてであります。

この議案2件は、平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたことの趣旨にのっとり、当市の施設においても指定管理者制度を導入するためのものです。

まず、議案第227号 むつ市心身障害者集会施設条例についてであります。この議案について理事者側から、在宅の心身障害者のための集会施設「ふれあいの家」の管理運営に指定管理者制度を導入し、あわせて、当該施設の「開館時間」「休館日」等、従来施行規則において定めていたもの

を条例に明記した。また、第2及び第4土曜日は休館日であったが開館することとし、利用者の利便性と住民サービスの向上を図る。さらに、施設の業務と利用に際しての利用者の義務等も定め、条文を整備し条例を全部改正したものであるとの提案説明がありました。

この説明に対し委員から、指定管理者制度は経費の節減等を図ることができるとしているが、どの程度節減できるものなのか。また、土曜日の開館について、利用者から要望等は出ていたのかとの質疑がありました。

理事者側からは「ふれあいの家」の市直営運営費は1年間でおよそ290万円であるが、指定管理者制度を導入することにより230万円台での運営が可能になる。また、土曜日の開館については、聾唖者協会から手話の講習会開催等について開館の要望が強く出ていたものであるとの答弁がありました。

さらに、同委員から、当該施設の指定管理者の決定はどのようにするのかとの質疑に対し、指定管理者の決定は公募した上で選定委員会がその選定基準について特に意を用い総合的に判断し決定するものであるとの答弁がありました。

また、他の委員から、本条例と障害者自立支援法との整合性について質疑があり、理事者側から当該施設は身体・知的・精神、どの障害を持つ人にも利用してもらえる施設であり、障害者自立支援法に基づいたものである。また、事前に連絡してもらったことにより、利用者のニーズに合わせ効果的・効率的に対応し、より柔軟で質の高いサービスを図ることができるとの質疑がありました。

次に、議案第240号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、脇野沢地区にある脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」は、平

成11年度から13年度にかけ旧脇野沢村初めての高齢者福祉施設として、高齢者デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、高齢者ショートステイ、高齢者介護支援センターそして訪問介護ステーション等多様な機能を持つ施設として整備され、介護サービスや高齢者福祉施策の中核機能として大きな役割を果たしている。

施設の管理運営は、利用者本位を第一に公設民営方式を取り入れ社会福祉にノウハウを持った社会福祉法人に委託し、その管理運営にかかる経費は、通所及び入所等の利用料金収入を法人の収入とすることで賄ってきた。

このたびの法改正に伴い「民間でできるものは民間で」の基本方針のもと、利用者の利便性・安心・快適かつ安定した利用を大前提に、これまでの方式を継続させるべく指定管理者制度を導入するものである。なお、本制度の導入に当たり公平・公正の観点から原則的には公募であるが、福祉施設の特異性さらには利用者に係る環境変化を考慮するため、公募資格について地域性に精通した社会福祉に理解のある、そして本施設の運営にノウハウを持った市内の社会福祉法人を指定管理者の対象とする予定であるとの提案説明があったが、このことについて複数の委員から質疑がありました。

まず、指定管理者制度の導入について、基本的には公募だが地域に精通した、この施設の運営にノウハウを持った法人に選定すると言うが、現在委託を受けている法人を指定管理者とするのかとの質疑に対し、基本は公募である。その中で管理運営のコストだけではなく、サービス提供のノウハウ、物的・人的能力の状況などを総合的に検討・判断して評価するものであるとの答弁がありました。

また別の委員から、現在委託を受けている法人以外の者が指定管理者に選定されると、この施設

で働く職員数の増減はあるのかとの質疑に対し、理事者側から、福祉施設を運営するには雇用の関係においても法令を遵守しなければならない。特別養護老人ホームの場合、当該施設はユニットケア方式をとっているので入所者3人に対し1人のケアをする職員が必要となってくる。このような基準を十分満たした事業計画でなければ県は申請の受理はしないので、そういう点から見ても現在の職員数は確保され運営されるものと思うとの答弁がありました。

さらに別の委員から、指定管理者制度の導入は経費面での効率化も目的の一つであるが、当該福祉施設の運営で利益は見込めるのかとの質疑に対し、理事者側から、旧脇野沢村では委託料を支払うことなく、当該施設の管理運営をこの施設の利用料金収入だけで法人の企業努力により賄ってもらっていた。これらをかんがみても収益は十分あるものとする。また、当該施設も年数が経過し補修箇所等も出てくると思うが、市としての新たな支出がないよう契約内容を見直していきたいとの答弁がありました。

また同委員から、指定管理者の公募の際、現在委託を受けている法人以外の者が安価な料金で申請してきた場合はどうするのかとの質疑に対し、理事者側から、選定委員会で設定する選定基準には金額に関するものはなく、あくまでも法令を遵守し施設においてより柔軟で良質なサービスを提供でき多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、どのくらい地域の福祉に貢献できるかが基準となるとの答弁がありました。

この議案第240号については、反対討論がありました。

その委員からは、「三位一体改革」「公務員制度改革」「官から民へ」等々のさまざまな改革がなされようとしているが、一定の政策目標の達成が強く求められるような場合には、官の関与が必

要になってくる。「教育」とか「福祉」は利益だけでは推しはかるべきではない。経費の節減を重視することはサービス提供の低下や公的責任の後退にも及んでくる。このような理由からこの議案には反対であるとの意見が述べられました。

次に、議案第236号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について、理事者側から、当市の人材育成にという趣意をもって杉山浩一氏より、杉山石美育英基金の原資へ164万4,141円の寄附を受けたので、これを育英基金に組み入れ有効な管理運営を図るための条例提案であるとの説明がありましたが、このことについて委員から、貸し付けを受けている学生の卒業後の奨学金返済状況はどうなっているか質疑があり、理事者側から、合併後の滞納については滞納者数109名、滞納金額1,429万1,000円になっているとの答弁がありました。この奨学金の返済について委員から、分納することもなく最初から返済する意思のない者については厳しく対処し、向学心のある一人でも多くの学生たちに奨学資金として活用できるよう回収に努力してほしいとの強い要望がありました。

次に、議案第237号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、平成18年3月31日をもって、佐助川小学校が閉校されることに伴い同校を廃止するための条例提案であるとの説明がありました。

この施設の閉校後の維持管理及び有効利用について委員から質疑があり、理事者側から、佐助川小学校は3年間休校となっていた。その間、大畑町教育委員会においてこの施設のかぎを管理し地域の貸し出し要望等があった場合は、それに対応する方針をとってきた。今後についても、大畑庁舎教育課で施設のかぎを保管し全体においては、むつ市教育委員会が適宜管理を行う。特別に管理

人を配置したり清掃委託は行わない。かぎの保管と定期的な巡回をすることになる。

また、佐助川小学校の閉校に当たり、この地区の町内会長から地域の実情と希望を確認したところ、この地域では地区集会所の利用頻度が高いことから現時点で同施設を利用する予定はないとの回答をもらっている。今後、地域の方から要望があれば改めて協議することで同意を得ている。

なお、現在は電気・水道等止まっている状態であるが、これら電気・水道等の復旧経費については、数百万円の単位でかかる見込みである。危険箇所についての補修等も考慮すれば使用可能な状態にするためには多大な経費がかかるものと思うとの答弁がありました。

現在、体育館と一部教室においては、旧大畑町の歴史遺産である二枚橋遺跡等から発掘された土器及び郷土資料としての民具等を保管している。貴重な財産が保管されているので大畑庁舎教育課を中心とするむつ市教育委員会が責任を持った巡回体制をとっていくとの答弁がありました。

また他の委員から、これら出土品等の展示、見学の計画はあるかとの質疑に対し、理事者側から、遺跡からの出土品及び大畑地区の郷土民芸品等について整理がつけば、図書館・公民館等での早い時期での展示を考えているとの答弁がありました。

また、佐助川小学校閉校後の学区について、この地区の児童の学区は二枚橋小学校となるが、児童や保護者の希望によっては大畑小学校にも入学可能であると本会議で答弁があったが、学区との整合性についてはどうなのかとの質疑があり、理事者側から、閉校・廃校になった場合は、隣接する学校が入学対象校となる。学校の指定に当たっては特定した学校への集中を避けるよう義務教育の適正な実施のため、あらかじめ各学校ごとの通学区区域を決めており入学予定者の住所により入学

すべき学校を指定している。これが学区設定の基本であるが、児童の病気・障害等または保護者の特殊な事情等によって学区の厳密な適用がマイナスになる場合もある。それらを解消するため学区変更の申請が出た場合は、真摯にこれを受けとめ検討し変更を認めている。これらの変更は、年に数件出ているが安易に認めているものではなく基本を守りつつ諸事情を尊重し対応しているとの答弁がありました。

なお、佐助川小学校の閉校に当たり後利用について、総合的な検討をしてぜひ有効活用してほしい旨の要望がありました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで教育民生常任委員会副委員長の報告を終わります。

次は、議案第249号から議案第257号までについて、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（40番 菊池広志議員登壇）

○40番（菊池広志） 決算審査特別委員会に付託されました、議案第249号 平成16年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第257号 平成16年度むつ市用地造成事業会計決算までの議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月9日に、助役、収入役ほか関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第249号 平成16年度むつ市一般会計歳入歳出決算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で認定すべきものと

決定いたしました。

次に、議案第250号 平成16年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第251号 平成16年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第252号 平成16年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第253号 平成16年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第254号 平成16年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第255号 平成16年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第256号 平成16年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第257号 平成16年度むつ市用地造成事業会計決算は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これ以て決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開かれました下北駅前整備促進特別委員会において、委員長に川下八十美議員、副委員長に佐々木肇議員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（宮下順一郎） これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました議案第227号から議案第257号までは、区分して1議案ごとに質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

#### 議案第227号

○議長（宮下順一郎） まず、議案第227号 むつ市心身障害者集会施設条例について、教育民生常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第227号 むつ市心身障害者集会施設条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、管理運営について指定管理者制度を導入するためのものです。本議会には、指定管理者制度にかかわる議案が14本出ております。指定管理者制度を導入しても経費が浮かないどころか、サービスの向上も期待できない実態も明らかになりました。もとはといえば、直営か、指定管理者制度かという選択しかできない仕組みを国の方でつくったということが最大の問題であります。まさに地方自治に介入する法律を国の方でつくったということです。地方分権を進めると言いながら、市町村合併を無理やり押しつける、地方分権を進めると言いながら、地方自治体の自由な運営を制限し、指定管理者制度などというものを押しつける。これからは、地方分権にふさわしく、こういう国の押しつけに対し、物を言える自治体運営が求められるものと言えます。地方分権を進める意思が全く見られない国の言いなりとしか言いようのない指定管理者制度導入という本議案に対し、反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これ以て討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第227号についてご異議がありませんので、

起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の  
起立を求めます。

(起立者49人、起立しない者5人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よっ  
て、議案第227号は委員長報告のとおり可決され  
ました。

#### 議案第228号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第228号 むつ  
市野菜集荷貯蔵施設条例について、産業経済常任  
委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わら  
します。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
すので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第228号 むつ市野菜集  
荷貯蔵施設条例に対して反対討論をいたします。

本案は、管理運営について指定管理者制度を導  
入するためのものであります。前議案と同様の理  
由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたしま  
す。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第228号についてご異議がありますので、  
起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の  
起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よっ  
て、議案第228号は委員長報告のとおり可決され  
ました。

#### 議案第229号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第229号 むつ  
市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条  
例について、産業経済常任委員長報告に対し、質  
疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わら  
します。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
すので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第229号 むつ市脇野沢  
畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例に対  
し、反対討論をいたします。

本案も管理運営について指定管理者制度を導入  
するためのものであります。前議案と同様の理由  
で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたしま  
す。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第229号についてご異議がありますので、  
起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の  
起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よっ  
て、議案第229号は委員長報告のとおり可決され  
ました。

#### 議案第230号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第230号 むつ  
市地域特産品生産施設条例について、産業経済常  
任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わら

ます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第230号 むつ市地域特産品生産施設条例に対し、反対討論をいたします。本案も管理運営について指定管理者制度を導入するためのものであります。前議案と同様の理由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第230号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第230号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第231号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第231号 むつ市脇野沢保養センター条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第231号 むつ市脇野沢保養センター条例に対し、反対討論をいたします。本案も管理運営について指定管理者制度を導入するためのものであります。前議案と同様の理由

で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第231号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第231号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第232号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第232号 むつ市脇野沢野営場条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第232号 むつ市脇野沢野営場条例に対し、反対討論をいたします。

本案も管理運営について指定管理者制度を導入するためのものであります。前議案と同様の理由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第232号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第232号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第233号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第233号 むつ市奥薬研修景公園条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第233号 むつ市奥薬研修景公園条例に対し、反対討論をいたします。

本案も管理運営について指定管理者制度を導入するためのものです。前議案と同様の理由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第233号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第233号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第234号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第234号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第234号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例に対し、反対討論をいたします。

本案も管理運営について指定管理者制度を導入するためのものです。前議案と同様の理由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第234号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第234号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第235号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第235号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんで、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第235号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第236号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第236号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第236号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第237号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第237号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第237号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第238号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第238号 むつ市立図書館設置条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第238号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第239号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第239号 むつ職業能力開発校条例の一部を改正する条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第239号 むつ職業能力開発校条例の一部を改正する条例に対し、反対討

論をいたします。

本案も管理運営について指定管理者制度を導入するためのものです。議案第227号同様の理由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第239号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者50人、起立しない者4人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第239号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第240号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第240号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第240号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案も管理運営について指定管理者制度を導入するためのものです。前議案と同様の理由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第240号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者50人、起立しない者4人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第240号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第241号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第241号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第241号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案も管理運営について指定管理者制度を導入するためのものです。前議案と同様の理由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第241号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の

起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第241号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第242号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第242号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第242号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案も管理運営について指定管理者制度を導入するためのものです。前議案と同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第242号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者51人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第242号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第243号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第243号 むつ市堆肥センター条例の一部を改正する条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第243号 むつ市堆肥センター条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案も管理運営について指定管理者制度を導入するためのものです。前議案と同様の理由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第243号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者51人、起立しない者4人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第243号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第244号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第244号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第244号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第245号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第245号 むつ市青森東部区域畜産基地建設事業受益者負担金等徴収条例を廃止する条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第245号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第246号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第246号 指定管理者の指定について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第246号 指定管理者の指定について反対討論をいたします。

本案は、むつ来さまい館など、3施設の管理者をむつ商工会議所に指定するためのものであります。むつ商工会議所が問題というわけではありません。むつ来さまい館という問題な施設に関連することであるということで賛同するわけにいかないのであります。市長は、電源三法交付金は使い勝手が決められていて、いわば押しつけられたという表現もしておりますが、電気料金の還元として戻してほしいという市民の声は多かつたのではないのでしょうか。指定管理者制度導入後も市の負担は7,000万円で、電源三法交付金を充当してしています。小さな修繕は指定管理者負担としているものの大規模改修は市の負担とし、市民の血税投入は避けられません。本案に対し、反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第246号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者49人、起立しない者6人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第246号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第247号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第247号 字の区域の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第247号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 議案第249号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第249号 平成16年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第249号 平成16年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論をいたします。

本案は、合併後初めての決算であります。むつ市職員の日ごろの奮闘、そして市民サービス向上への努力、経費削減への協力もあった中、残念ながら累積赤字が22億2,755万3,165円となっております。約32億円が赤字再建団体転落ラインです。まだ余裕があるように見えますが、予断は許されません。さらなる奮闘を期待するものであります。

市長に赤字の原因はと聞くと、箱物建設偏重姿勢への反省の一言もなく、三位一体改革など交付金の減額と不景気による税収の伸び悩み、生活保護の負担増という決まり文句が返ってきます。同じ条件にありながら、合併もしないで市民サービ

ス切り捨てもしないで立派に運営している自治体があります。合併しながらも市民サービスをさらに充実する取り組みをしている市もあります。新むつ市もそのような努力が見える市であることを期待するものであります。

平成16年度の決算を見る限り、むつ来さまい館など箱物中心であり、今までそれなりに充実していた市民サービス、その市民サービス切り捨ての方向にストップをかける決算となっていません。また、許されないのが本議案の参考資料としての赤字解消計画には合併のうたい文句だったサービスは高く、負担は低くというものが全く無視された形で、使用料、手数料は受益者負担の適正化を図るため保育料及びごみ処理手数料等の見直しに伴う増を見込んでいることであります。こういう市民への負担前提の赤字解消計画を添付した箱物偏重としか言いようのない本決算に反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第249号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者48人、起立しない者7人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第249号は委員長報告のとおり認定されました。

#### 議案第250号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第250号 平成16年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入

ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第250号は委員長報告のとおり認定されました。

#### 議案第251号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第251号 平成16年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第251号は委員長報告のとおり認定されました。

#### 議案第252号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第252号 平成16年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第252号は委員長報告のとおり認定されました。

#### 議案第253号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第253号 平成16年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第253号は委員長報告のとおり認定されました。

#### 議案第254号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第254号 平成16年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。  
委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第254号は委員長報告のとおり認定されました。

#### 議案第255号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第255号 平成16年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。  
委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第255号は委員長報告のとおり認定されました。

#### 議案第256号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第256号 平成16年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第256号は委員長報告のとおり認定されました。

#### 議案第257号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第257号 平成16年度むつ市用地造成事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。  
委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第257号は委員長報告のとおり認定されました。

#### 日程第32～日程第36 議員提出議案 上程、提案理由説明、質疑、討論、 採決

##### 議員提出議案第11号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第32 議員提出議案第11号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。54番慶長徳造議員。

(54番 慶長徳造議員登壇)

○54番(慶長徳造) 議員提出議案第11号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書につ

いて、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後「真の地方分権改革の確実な実現」に向け「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、さらなる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

## 記

### 1. 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来すこと

のないよう地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

### 2. 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

### 3. 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり市町村への配分割合を高めること。

### 4. 真の地方分権改革のための「第2次改革」の実施

政府においては、三位一体の改革を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿ったさらなる改革を引き続き強力に推進すること。

### 5. 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

### 6. 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため「第2期改革」において、「地方

の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7. 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置  
税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い法定率分の引き上げで対応すること。

8. 地方財政計画における決算乖離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算との乖離については、平成18年度以降についても引き続き同時に一体的に規模是正を行うこと。

9. 「国と地方の協議の場」の制度化  
「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的  
に開催しこれを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第11号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第11号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第11号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長、その他関係機関としたいと思いを承ります。ご了承願います。

議員提出議案第12号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第33 議員提出議案第12号 議会制度改革の早期実現に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。25番東谷良久議員。

（25番 東谷良久議員登壇）

○25番（東谷良久） 議員提出議案第12号 議会制度改革の早期実現に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、さきに「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改革要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会を初めとした3議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含めとりわけ下記の事項について、今次地方

制度調査会において十分審議の上抜本的な制度改革が行われるよう強く求める。

記

1. 議会の招集権を議長に付与すること。
2. 地方自治法第96条2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。
3. 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務づけること。
4. 議会に附属機関の設置を可能とすること。
5. 議会の内部機関の設置を自由化すること。
6. 調査権・監視権を強化すること。
7. 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員の皆様方のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第12号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第12号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第12号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

議員提出議案第13号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第34 議員提出議案第13号 「地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化」を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。7番川下八十美議員。

（7番 川下八十美議員登壇）

○7番（川下八十美） 議員提出議案第13号 「地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化」を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

我が国の経済は、一部の大手企業の設備投資、生産、収益等で回復基調にあるものの、依然として地域経済や中小企業に不況感が強く個人消費の横ばい原油の高騰に端を発した原材料価格の値上げなど不安定要素は増している。しかも近年、一部では改善が見られるものの中小企業向け貸し出しは総じて減少しており金融環境は厳しい状況が続いている。また、この間大量の不良債権が発生し、金融機関の破綻や金融システムの不安を引き起こした。

このような中、金融庁より「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」や「金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」」に続き本年3月には「地域密着型金融

の機能強化に関するアクションプログラム」が出されたが、地域経済の活性化のための中小企業金融の円滑化に向けたさらなる対策を講ずることが求められている。

よって、国におかれては、次に掲げる事項の実現に向けて政府系並びに民間の金融機関に対して要請するなど適切に対処するよう強く要望する。

貸し手と借り手の公正な取引関係を維持しつつ地域と中小企業に対し、より円滑な資金供給や利用者利便を図ること。

物的担保優先や連帯保証による割合を減らし、中小企業の潜在能力や事業性を重視する融資を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由の説明であります。議員皆様方のご賛同を心のしんよりお願いを申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第13号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第13号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第13号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、金融担当大臣としたいと思います。ご了承願います。

#### 議員提出議案第14号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第35 議員提出議案第14号 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。44番目 時睦男議員。

（44番 目時睦男議員登壇）

○44番（目時睦男） 議員提出議案第14号 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

発がん物質アスベスト（石綿）は、その粉じんを吸入してから数十年の潜伏期間を経て中皮腫・肺がんなどの恐ろしい病気を引き起こすことから「静かな時限爆弾」とも呼ばれています。

尼崎市の一工場をめぐる被害実態が明らかにされたことから始まった今日のアスベスト問題は、アスベストを扱っていた労働者や建設従事者の被害にとどまらず工場の周辺住民やアスベストを含有した建材、その他の製品からの暴露など、公害・環境汚染の拡大を予測させる事態となっております。

政府がアスベストの危険性を認識しつつも規制が不十分であったこと、先進国での全面禁止からも大きく立ちおくれたこと、企業による十分なアスベスト管理や国民への情報提供がなされなかったことで被害を拡大していることなど国と企業の責任は極めて大きいと言わざるを得ません。

今日多くの人々がアスベストによる健康被害の

不安を抱いています。よって、国会及び政府においては、下記事項について検討を加えすべての被害者を政府と企業の責任で救済・補償するとともに、子供たちを含めた将来の健康被害を予防し「ノンアスベスト社会」を実施していくための抜本的・総合的な対策を早期に実現するよう強く要望します。

#### 記

1. アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。
2. アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律（仮称「アスベスト対策基本法」）を制定すること。
3. アスベストに暴露した者に対する健康管理制度を確立すること。
4. アスベスト被害にかかわる労災補償については、時効を適用しないこと。アスベスト関係企業の従事者の不安を払拭するため、労働災害について相談窓口の周知徹底を図るとともに、適切に労災認定を行うこと。
5. 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を早期に確立すること。
6. 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。
7. 学校、病院、社会福祉施設など公共施設及び公共的施設において、残存アスベストの撤去・改修工事が必要となる場合には、こうした施設のアスベスト対策工事に国庫補助・融資制度などの財政的支援措置を講ず

ること。

8. 大気環境へのアスベスト飛散防止措置の対象となる建築物の解体・補修作業の規模要件等を撤廃すること。
9. アスベストを取り扱う工場を有する企業に対して、地域住民の健康不安に対する説明責任を果たすよう業界団体などを通じて指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第14号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第14号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第14号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、衆議院

議長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

議員提出議案第15号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第36 議員提出議案第15号 建設国保の育成・強化に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。44番目 時睦男議員。

（44番 目時睦男議員登壇）

○44番（目時睦男） 議員提出議案第15号 建設国保の育成・強化に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

建設投資がピーク時の60%台にまで落ち込んだ中で、建設労働者は仕事の確保に追われています。ようやく仕事を見つけても今度は賃金引き下げや不払いなど苦境に立たされ続けています。このように賃金・労働条件が不安定な建設現場で働く建設労働者にとって建設国保は必要不可欠な制度です。

建設業に従事する職種の労働者・職人・一人親方・小零細事業主は、休業のときの収入が保障されていません。病気やけがで仕事ができなくなれば即収入の道が断たれてしまいます。1日休業すればその分所得が減少してしまうことから、疾病による休職は日常生活に与える影響が大きくまして長期間の入院・療養生活ともなれば、収入のない中から医療費・入院給食費などの治療にかかる費用や生活費、国保組合の保険料なども払わねばなりません。そのために、休業補償としての傷病手当金を給付するなど、建設国保は建設業の就労実態に即した保険者運営を心がけています。組合員も高い保険料率を維持し労災の紛れ込みを防止するなど医療費の適正化に向けた努力を行っています。

保険者機能が十分発揮でき結果として医療費の上昇をある程度抑制することができる組合方式の建設国保が、今後とも安定した運営が続けられるよう来年度予算編成に当たって以下の項目の実現を求めます。

記

1. 国民健康保険の管理・運営の主体は公営国保と国保組合とし、建設国保組合を育成・強化すること。
2. 国保組合に対する国庫補助は従来以上の水準を確保すること。そのため、当面国保組合に対する特別助成については、厚生労働省の概算要求額281億円を満額確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第15号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第15号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

#### 閉会の宣告

○議長（宮下順一郎） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第186回定例会を閉会いたします。

午後 零時 21分 閉会

